

水戸市保護施設等基準条例の制定について（案）

1 条例制定の経緯

救護施設，更生施設，授産施設，宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）及び医療保護施設並びに社会福祉法に基づく授産施設（以下「保護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準については，茨城県が制定した「生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年茨城県条例第 60 号）」で定める基準が適用されております。

本市は，平成 32 年（令和 2 年）4 月の中核市への移行に向け準備を進めておりますが，中核市へと移行した場合は，茨城県から保護施設等に関する事務が移譲されることとなることから，「水戸市保護施設等基準条例」を制定するものです。

2 条例の趣旨

本市に所在する保護施設等の設備及び運営に関する基準を定め，当該施設の適正な運営を図るためのものです。

3 条例の主な内容

「水戸市保護施設等基準条例（案）」の主な内容は，下記のとおりです。

なお，国が定める「基準省令」に従い定めるべきものは当該基準のとおり規定し，地域の実情に応じて独自に規定することができるものはその内容を「水戸市が定める基準」として規定します。

項目	基準の内容	
	基準省令	水戸市が定める基準
(1) 不適切な事業者の排除	(なし)	救護施設等の設置者は，水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこととします。
(2) 住民への説明	(なし)	事業の開始に当たり，地域住民に対し，事業内容等についての説明を行うこととします。
(3) 勤務体制の確保	(なし)	利用者に対し，適切な処遇が行えるよう，職員の勤務体制を定め，これを記録しなければならないこととします。
(4) 口腔衛生の確保	(なし)	利用者の口腔衛生の確保の取組を行うよう努めることとします。
(5) 非常災害対策	救護施設等は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具	基準省令に加え，①救護施設等の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的計画を策定し，当該計

	<p>体的計画を立てておかなければならない。</p> <p>また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>画を定期的に職員に周知すること、</p> <p>②一度立てた計画の定期的な見直しを行うこと、③非常災害に備えた食料品等の備蓄に努めること、④非常災害に備えた地域住民、他の社会福祉施設等との連携協力体制の整備に努めることを追加します。</p> <p>(③④は、茨城県と同じ。)</p>
(6) 身体的拘束等を行う場合の利用者・家族への説明	(なし)	<p>利用者の処遇に当たり、当該利用者その他の者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととします。</p> <p>やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するとともに、利用者及び家族に対し説明しなければならないこととします。</p>
(7) 事故防止対策	(なし)	<p>利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならないこととします。</p>
(8) 事故発生時の対応	(なし)	<p>利用者の処遇において、事故が発生した場合は、市長、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととします。</p> <p>また、事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに市長に報告しなければならないこととします。</p>
(9) 成年後見制度の活用 の支援	(なし)	<p>必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援することとします。</p>

<p>(10) 帳簿の保存場所・保存期限</p>	<p>救護施設等は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。</p>	<p>基準省令に加え、利用者の処遇の状況に関する帳簿をその完結の日から5年間保存することとします。また、本市が行う文書の提出又は提示の求めに対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとします。</p>
<p>(11) 救護施設の設備の基準①</p>	<p>入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除いた救護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p>	<p>基準省令に加え、救護施設の建物は、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令（条例を含む。）に適合しなければならないことを追加します。 (茨城県と同じ。)</p>
<p>(12) 救護施設の設備の基準②</p>	<p>都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な非難</p>	<p>基準省令に加え、救護施設の建物が建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令に適合しているものであることを追加します。 (茨城県と同じ。)</p>

	が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な非難が可能なものであること。	
(13) 救護施設の生活指導等	<p>1 救護施設は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。</p> <p>3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。</p> <p>4 一週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。</p>	<p>基準省令に加え、入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖その他の適切な措置を講じなければならないこととします。</p> <p>(茨城県と同じ。)</p>
(14) 医療保護施設の運営	(なし)	<p>医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき、適切な運営を行わなければならないこととします。</p> <p>(茨城県と同じ。)</p>
(15) 社会福祉法に基づく授産施設の規模	(なし)	<p>20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならないこととします。</p> <p>(茨城県と同じ。)</p>
(16) 社会福祉法に基づく授産施設の設備の基準	(なし)	<p>次に掲げる設備を設けなければならないこととします。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営</p>

		<p>を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができることとします。</p> <p>①作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。 ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 <p>②作業設備</p> <p>③食堂</p> <p>④洗面所</p> <p>⑤便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子用と女子用を別に設けること。 <p>⑥事務室 (茨城県と同じ。)</p>
(17) 社会福祉法に基づく授産施設の職員の配置の基準	(なし)	<p>施設長及び作業指導員を置かなければならないこととします。 (茨城県と同じ。)</p>
(18) 社会福祉法に基づく授産施設の工賃の支払	(なし)	<p>利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならないこととします。 (茨城県と同じ。)</p>
(19) 社会福祉法に基づく授産施設の自立指導	(なし)	<p>利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならないこととします。 (茨城県と同じ)</p>
(20) 社会福祉法に基づく授産施設の衛生管理等	(なし)	<p>利用者の使用する設備、食器等又は飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずることとします。 また、感染症の発生やそれがまん</p>

		<p>延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととします。</p> <p>(茨城県と同じ。)</p>
<p>(21) その他の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設備の一般原則 ・ 設備の専用 ・ 苦情への対応 ■ 救護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模 ・ サテライト型施設の設備の基準 ・ 居室の入所人員 ・ 給食 ・ 健康管理 ・ 衛生管理等 ・ 給付金として支払を受けた金銭の管理 ■ 更生施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模 ・ 設備の基準 ・ 生活指導等 ・ 作業指導 ・ 居室の入所人員 ・ 給食 ・ 健康管理 ・ 衛生管理等 ・ 給付金として支払を受けた金銭の管理 ■ 授産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模 ・ 設備の基準 ・ 自立指導 ・ 衛生管理等 ■ 宿所提供施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模 	<p>基準省令のとおりとします。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・設備の基準・居室の利用世帯・生活相談・衛生管理等	
--	--	--

※ 「水戸市が定める基準」については，条例に基づく規則等において規定する場合があります。

4 施行期日

平成 32 年（令和 2 年） 4 月 1 日